

# 新型コロナウイルス対策 米子市中小企業小口融資利子補助金

## 最大3年間利子を補助します

### 中小企業小口融資資金

- 融資対象 : 常用雇用者数20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業は除く）は5人）以下の事業者で、この融資に係る保証を合わせた保証協会の債務保証額が2,000万円以下であること。※創業者のかたも利用可能
- 融資上限額 : 2,000万円
- 融資利率 : 通常 年1.66%（変動金利）、特別 年1.43%（変動金利）
- 特別利率適用 : 次のいずれかに該当する場合
  - 1.最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少のとき
  - 2.直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上を占めており、次のいずれかに該当するとき
    - ①最近1か月間の輸出入取引で為替変動のため5%以上の損失が発生
    - ②最近3か月間の輸出入関連企業からの受注が前年同期比5%以上減少
    - ③最近1か月間（実績）とその後2か月間を含む3か月間の輸出入関連企業からの受注見込みが前年同期比5%以上減少の見込
- 保証料率 : 年0.11%～0.48%
- 融資期間 : 運転資金5年以内(据置き6か月以内)、設備資金7年以内(据置き1年以内)
- 保証人 : 原則不要
- 担保 : 無担保

### 補助要件

- 補助対象者 : 新型コロナウイルス感染症の影響により特別利率（1.43%）にて中小企業小口融資資金を借り入れた者  
※特別利率の売上高等の期間が令和2年1月以後の期間が含まれるものに限る
- 補助期間 : 対象資金の利子の支払が開始された日の属する月から起算して36か月間

特別利率の売上高等減少率	利子補助割合
減少率5%以上	1/2補助
減少率15%以上	全額補助

### 取扱期間

令和2年2月14日以降の利子負担から令和3年1月31日までの融資実行分

### 【補助金申込窓口・お問合せ先】

米子市経済部商工課

（電話）0859-23-5219 （住所）〒683-8686 米子市東町161-2 第2庁舎4階